

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年11月7日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。それでは、フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の議題について伺います。議題1の東海第二発電所の運転延長認可についてなのですが、全国で見ますと3か所目の認可になりました。認可を終えての委員長の所感をお願いします。

○更田委員長 まず、3件目とおっしゃったけれども、高浜の1、2を1つとして数えて、そういった意味で3件目ですけれども、一つの特徴は、BWRとして初めてのものであること。それから、もう一つは、東日本大震災の際に安全弁を噴いている、要するに、被災をしている原子炉であることが2つ目。その2つが大きな特徴であろうと思います。運転の開始からすれば、高浜1、2、それから、美浜の3よりは、わずかではあるけれども、その後には運転を開始した原子炉ではありましたが、日本原電の東海第二よりも後に運転を開始している、例えば、浜岡の2号であるとか、それから、大飯の1、2号はまだ表明されただけではあるけれども、その後のものが運転延長の申請をしていないという中でのといったところが特徴であろうと思います。

技術的な内容で言えば、今日の午前中の委員会で議論ないしは事務方からの説明のあったところがポイントではありますが、震災の影響であれば、格納容器内の温度が、これは200度に届かない程度であるので、コンクリートに対して影響は極めて軽微であろうとは思われるけれども、これについての確認を行ったこと。それから、圧力容器を支えるボルトについて、施工の時点から配管をよけるために曲げて施工されているものについては、探傷試験ができないということで、これはもうないものとして、残りのボルトで十分な強度を持っているかどうかを確認したこと。そういったところが特徴であろうと思います。

○記者 その上でなのですが、審査を振り返ってみてということになると思うのですが、認可の期限が今月の27日と迫る中で、審査に時間がかかっているという指摘も繰り返されてきたと思いますが、そのあたりを振り返ってみて、今、改めてどの

ようにお受けとめですか。

○更田委員長 延長申請認可に関しては、特段時間がかかったという認識を持っているわけではありません。大きな遅れであるとか、ないしはミスがあつてということはないと思います。むしろ、新規制基準に適合するための設置変更許可や工事計画認可と並行して行う形になったので、規制庁とすれば、それだけの戦力を投入しなければならなかった。これは一方で申請者側としては、同じ事情があるわけですので、双方ともに大変だったろうと思います。

○記者 その上でなのですけれども、運転期間40年を超えて運転することに対して、やはり安全性に対する懸念の声もあるのですけれども、こうした声に対して、規制委員会としてはどのように応えていこうとお考えですか。

○更田委員長 高経年化技術評価で見ているような内容に関して言えば、40年という期間を経て、設置当初に仮定とか想定されたものの、例えば、強度が落ちているとか、著しく脆化が進んでいるという観点からすると、40年という期間は十分な余裕を持っている。言いかえれば、60年であっても随分余裕があると思っています。例えば、圧力容器の照射脆化で言えば、今回の東海第二で言えば、PWRとの比較で今日は少し議論をしましたがけれども、圧力容器の脆化の進行であるとか、熱衝撃を受けたときの、破壊靱性というのは亀裂が進むために必要なエネルギーみたいなものですが、破壊靱性値が限界値に比べて、熱衝撃を受けたときの応力に比べて十分に余裕があるという点においては、一つの例ですけれども、圧力容器の脆化等に関しては、まだ随分余裕があると思っています。

こういった古い原子炉の安全性を考える上で言えば、新規制基準への適合性審査の中で見ている内容にはなりますけれども、設計に著しく古い部分があつて、現在の要求水準に支えられないという場合があれば、むしろ、こちらの方が課題としては重要であつて、運転期間によつての劣化が40年という期間で著しく問題があるとは判断していない。その結果が今回の認可につながつたということです。

○司会 それでは、ミウラさん。

○記者 読売新聞のミウラといいます。よろしくお願ひします。

同じく東海第二の40年超運転の点でお伺ひしたいのですが、事業者ですとか、あるいは与党自民党の中から、この40年のルールについて、運転していない間は時計の針を止めてほしいという要望もかつてあつたと思います。ことしに入ってから、自民のPTですか、委員会でも、中性子照射脆化ですとか、低サイクル疲労、そういった高経年化の問題について、さらに科学的・技術的議論を深めることという言い方で見直しを求める声は依然強くあると思うのですが、この点について、改めて現在どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 これは、これまでも申し上げていることですが、40年で一回立ち止まって、

そして最大20年までの運転延長を考える、それから、期間を考えるときに時計の針を止めないというのは国会がお決めになったことで、そして法律として定められたものですから、私たちがこれを拡大解釈であるとか、別の解釈を加えるとか、あるいはこれを覆すことはできないことであって、この期間について、ないしはその期間の考え方については、あくまで国会で御議論されることであろうと思っていますし、これに対して規制委員会が見解を申し上げるようなことではないと思っています。

- 記者 アメリカでは60年をさらに超えてという長期間の運転も視野に入れて一部審査しているところがあると思うのですが、アメリカの元NRC委員長のメザーブさんも、そもそも最初の40年という区切りについて科学的根拠があるのかという問に対して、基本的には科学的根拠があるとは考えていない、むしろ独占禁止法ですとか、そういう発想から作られたルールだと解釈しているというお話を以前聞いたことがあるのですが、改めて、国会が決めたルールではあるのですが、科学的・技術的な面から言って、40年という節目は妥当なのかどうかなのかというところでお考えがあればお聞きしたいのです。
- 更田委員長 国会での御議論は、科学的・技術的ということにとどまらず、政策的な御判断もあって、それぞれの法律を定められるものと理解しています。私たちは行政機関として法の定めに従って、審査なり、処分なりを進めていくということですので、法の定め方に対して、あるいはその精神について、見解であるとか疑義であるとかは申し上げる立場にないというのが私たちの立場です。

○司会 それでは、イワマさん。

○記者 毎日新聞のイワマです。

東海第二原発の運転延長に関しまして、今の読売さんの話と若干かぶるところがあって恐縮なのですが、事業者からではなくて、40年の運転延長について定められた当時は、特例といいますか、例外中の例外ということをおっしゃられて、かつて前任の田中委員長が、極めて難しいですとか、そういったお言葉をおっしゃられたこともございます。そうした中で、この40年ルールが骨抜きになっているのではないかという指摘がある中で、今回も認可されたのですけれども、こちらに対してはどのような見解をお持ちでしょうか。

- 更田委員長 まず、前任の田中委員長のおっしゃったことに対してコメントする立場にはないと思っていますけれども、40年といいますか、運転延長認可制度を国会がお決めになってから、例えば、敦賀の1号機、美浜の1号機、美浜の場合は1号、2号ですね。それから、島根1号、玄海1号、浜岡1号、伊方1号、浜岡は既に決まっていたのかな。運転延長を申請することなく廃止の決定がされて、廃止措置計画の方向へ向かっていっている。さらに言えば、大飯の1号機、2号機も廃止の表明をされていて、伊方2号機、あるいは福島第2、福島第2の場合は高経年化とはまた別の趣旨のものがあるかとは思いますが、そうは言っても、運転延長認可制度が制度としてどういう結果をもたらす

たか、これは事業者の判断もあるので、規制当局が法律であるとか、制度の効果について云々するべきではないと思っていますけれども、私たちとしては、運転延長に関しての申請が行われた場合には、今日の午前中の議論もあったように、劣化の程度や、保全計画の妥当性を厳正に確認した上で、問題がなければこれを認可する、粛々と審査していった判断をしていくということに尽きると思います。

○記者 以前、委員長がおっしゃられたように、基本的にはそうしたルール of 枠組みというよりは、申請されたもの、ひとつひとつの原発を見ていくというスタンスということによろしいでしょうか。

○更田委員長 はい。

○記者 あともう一点なのですけれども、今回、コメントする立場にないとおっしゃられていましたけれども、今の40年で立ちどまって高経年化を振り返っていくという制度自体については妥当という御判断でよろしいでしょうか。

○更田委員長 制度そのものは国会で定められたものですから、私たちはそれに従って行政を進めていくということに尽きます。

○記者 かしこまりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、左の列の一番後ろの方、お願いします。

○記者 日本テレビ、ヤジマと申します。

東海第二についてですけれども、40年経過していることに対する劣化というのはそれほどないという話だったのですが、7年間止まったままになっている原子炉をもう一度動かすということを考えると、7年間稼働していなかったことに関する、例えば、劣化であったり、課題であったり、懸念というのはどんなことが考えられますか。

○更田委員長 おっしゃるように、長期間にわたって停止をしていたことに関しては、十分な注意を払う必要があるだろうと思っています。まず何よりも、すぐに浮かぶのは、ハードウェアというより、むしろそれを運用する組織であったり、人であったりすることの方が懸念として大きいです。装置、それから、その装置を運用する人というのは、動いている状態によって経験を積み、勘を積み、感触を持っていったって、これが安全の維持にとっては非常に大きな要素ですので、7年の間に人も変わり、またその間での経験の積み上げはできなかったわけですから、停止期間の影響というのは十分に注意を払う必要があるだろうと思います。

これは前にもこの会見で申し上げたことがありますけれども、やはり安全に対する感覚というのは、設備に対する理解だけにとどまらず、日常的な感触ですね。私たち技術者は、設備、装置のそばにいたときに、それが運転している状態や動いている状態、あるいは立ち上げているときの状態ないしは止めるときの状態に対して五感をフルに使って、何か異常はないかというような接し方をするわけで、そういった意味では、今おっしゃったように、7年間動いていなかったことに関して、過去の経験や知識や感触と

いったものをどうやって、世代間の問題もあるだろうし、蘇らせていくかというのは、十分に慎重に接していく必要があるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。IWJさん。

○記者 IWJのワタライと申します。よろしく申し上げます。

先月25日、市民団体と規制庁の方が17名出席されてヒアリングを行いまして、そこで専門的などいうか、技術的なこともいろいろ御議論があったようですけれども、その中で、東海第二の設定している基準地震動が非常に小さいのではないかと、ほかの原発と比べても非常に大きく異なるのではないかという指摘がありまして、例えば、国内で今まで設定された4,022ガルから比べると、1,009ガルというのはやはり小さいのではないかという指摘がありましたけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 まず、ヒアリングとおっしゃったものがどのようなものか承知をしていますが、それは設置変更許可に対する御質問だと思いますけれども、私たちは十分な、妥当な基準地震動が設定されていると判断したからこそ設置変更を許可したと、これに尽きます。

○記者 ありがとうございます。それと、それにかかわりまして、格納容器の上についているスタビライザーの強度についてもいろいろ御質問が出まして、地震に耐えられないのではないかという指摘がございました。どう耐えられないかというのと、一つは、疲労の基準値にぎりぎりの設定がされているという指摘が一つあって、もう一つは、基準地震動が二度以上来たらば、それは耐えられないのではないかというような指摘がありまして、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 ちょっと御質問の趣旨をつかみかねるところ、「疲労」という言葉が出てきましたけれども、疲労というのは何を指しておっしゃっていますか。

○記者 部品の疲労評価が基準を満たしているか、いないかという議論があったということなのですが。

○更田委員長 質問の趣旨をはかりかねるので、想像でお答えするしかないですけれども、おそらく基準地震動クラスの地震が繰り返しやってきたらどうかという意味で「疲労」という言葉を使っておられるのだと思いますけれども、これも各機器の耐震性については、審査の中で確認をされていて、当然、地震に関しては余震も考慮に入れた審査を行っていますので、耐震に関しては十分だという判断があったからこそ、先ほどのお答えと重なりますけれども、許可という処分をしたと。これに尽きます。

○記者 その件でもう一つありまして、基準地震動が繰り返し襲ったらば耐えられないのではないかという指摘がありまして、柏崎刈羽では同じ波が3波襲っていますと。それから、福島第一では二度来ていますと。だから、実際にはその強さでは地震に耐えられないのではないかという指摘がやはりそのときにございまして、それについてはいかが

でしょうか。

- 更田委員長 これは当然、審査の中で視野に入っている話であって、地震の場合は、余震が来るということは十分に備えなければならないですし、場合によっては最初に来た地震が本震ではなくて、最初に来てこれが一番大きいと思っていたものよりも、さらにそれよりも強度の高い地震がやってくる。熊本が一つの教訓になったわけですがけれども、そういったことも視野に入れた上での耐震評価を行っていますし、また、最初の地震がSsをはるかに上回っているというような話だと、また話は別で、これは塑性領域に入っていれば次の地震の影響というのは出てくるでしょうけれども、全体としてとにかく余震、1,000サイクルとかという、そういういわゆる疲労とはまた話は違いますけれども、繰り返し地震が二度襲ってくることを考慮に入れた耐震評価になっています。
- 記者 実は25日に規制庁の方は基準地震動が二度来るとは想定していないとお返事をされたのですが、その辺はいかがでしょうか。
- 更田委員長 それはヒアリングで誰がどう答えたのか承知していませんし、ヒアリングとおっしゃっているのは、うちで行っている事業者とのヒアリングではなくて、外で行われたことですね。
- 記者 そうですね。
- 更田委員長 それは事実関係そのものを確認していませんので、お答えのしようがないです。
- 記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、その後ろの方。女性の方、お願いします。

○記者 新潟日報のユイと申します。

別件なのですが、1日に発生した柏崎刈羽の火災についてなのですが、委員会でもお話が出て、来週、詳細な報告を受けるということなのですが、現時点での委員長の受けとめと今後の対応方針について、お聞かせください。

- 更田委員長 これは関心を持っておりまして、正直なところ。実は細部について、まだ報告をきちんと聞いていないので、やや不正確なところがあるかもしれませんが、私が今までに聞いている範囲でいうと、今回損傷した部分というのは、緊急用のメタクラに給電をするために、この緊急用メタクラというのは、東京電力が自主設備として備えようとしているものに対して給電する6.9キロボルトのラインであったと聞いています。

ということは、要するに新たに設置した部分であって、今回の新規制基準適合、そして、その適合に加えて、さらに自主的にといったような対処を進めているところだと思いますけれども、新たに施工した部分ではないかと思っています。これははっきり来週までに事務局を通じて東京電力からきちんと確認をとっていかなければならない話ですが、比較的、どちらかというと細いラインのところであって火災が生じた

と。

関心として、物事を悪い方にばかり考えるべきではないのかもしれないけれども、あのラインが単独で損傷したからといって、これは自主設備ですから大きな影響があるというものではないのですけれども、同じ洞道の中を外電供給のいわゆる常設の部分のラインが通っていますので、ああいった火災が引き金になって洞道にある他の機器、他のケーブルに影響が及ぶようだと、これは看過できない問題につながっていくので、これは正確には来週の報告を聞いてからになりますけれども、正直なところ、関心を持って臨んでいます。

○司会 ほか、いらっしゃいますか。それでは、前へ行っていただいて、カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

1点、先ほどのお答えの中で、劣化具合というよりは設計の古さというのが効いてくると。そうすると、東海第二が今のところ一番古くて、わかりやすいところでいえば、難燃ケーブルを使っていないという炉ではもうほかはなくなるのですけれども、そうすると、今後出てくる炉というのはそれよりは新しいもので、大きな課題というのは、もちろん津波とか地震とかを除けば、プラント側で懸念されるようなものというのは想定されるのでしょうか。

○更田委員長 実はこれはちょっとためられるところなのだけれども、仮に大飯の1・2号機が申請されたら、これは非常に大きな議論になったろうなと思っていました。先に関西電力の方から廃炉にするという意向の表明がありましたので、今の時点で延長申請があるとは見通されていないわけですがけれども、大飯1・2号機はアイスコンデンサー型ということで、PWRであっても格納容器が小さくて、また、格納容器の中が仕切られている、区切られている。

新規制基準は、炉心が溶けるような事故、いわゆるシビアアクシデントが起きても環境に大きな影響を及ぼさないように対処できるように、さまざまな機器の整備をはじめ、対処を求めているところですがけれども、大飯1・2号機に関しては、格納容器を守る戦略がなかなか難しいだろうなと正直思っていました。

そういった意味で、これはいわゆる延長認可制度ではなくて、新規制基準への適合のいわゆる設置許可の中での範囲の議論になりますけれども、例えば一つの例ですがけれども、大飯1・2の設計というのは、なかなか今後の適合に対して難しかったらという認識は持っています。

ちょっと具体的な例を挙げてしまって、ふさわしくなかったかもしれないけれども、やはり炉の設計によっては、シビアアクシデントへの対処の上で、設計が枷(かせ)となっていてなかなか難しくなっていくケースもあろうとは思っています。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

- 司会 それでは、最後、イワマさん。では、その前にオシドリさん、先にお願ひします。
- 記者 L. C. M. PRESSのオシドリです。よろしくお願ひします。

別件なのですが、1Fの3号SFPの燃料取扱機について、規制庁が東芝ESSと東電ホールディングスの打ち合わせに傍聴で参加されたりとかされておられますが、面談資料を見ますと今井室長の方が。前回の監視・評価検討会で、3年保管している間に31件の不適合があったと。そして、その同じ不適合が今、安全点検の中で再び繰り返されているということに関して、3年不適合があったにもかかわらず、それが改善されていなかったと。今後、規制庁がこの件にどの程度コミットされるか。そして、その不適合に関して、ちゃんとそれが処理されているかとのチェックをどのように扱われるのか、伺ってもよろしいでしょうか。

- 更田委員長 これはどのようにというのはなかなか難しいですけれども、個別の不具合に対して、それが適正に措置されているかどうかという確認だけに目を奪われてはいけないように思っていて、今回の3号機のSFPでの続いているミスというか、不具合というのは、やはり東京電力の福島第一原子力発電所の廃炉作業に臨む上での品質管理のあり方と捉えています。

これまでも申し上げたように、3号機の使用済燃料の取り出しだけではなくて、これから2号機、1号機も続いていくわけですし、それから、さらにもっと難しい戦いが待っていて、そのためにはさまざまな機器の調達、導入、施工が続くわけなので、個別具体的な不具合の対処がどうなされているかということだけではなくて、全体の品質管理の問題というのを改めてきちんと見ていかなければいけないだろうと思いますし、何よりもやはり東京電力の廃炉に対する姿勢というものを今一度問うところが必要なのだと思っています。

ちょっと漠然と聞こえるかもしれないけれども、田中知委員が出席されている1F検討会でのきちんとした彼らの姿勢、見解が真っ当なものになっているかどうかというのを改めて問うていくということもあるでしょうし、それから、現地事務所は、これはもう日常的に東京電力の作業を見ているので、いい意味での明らかな変化があらわれてくれることを期待しているし、これは東京電力の利益のためではなくて、1Fの廃炉というのは、これはもう原子力全体の責任に関わるものなので、通常の規制をやや超えるかもしれないけれども、この問題に関してはきちんと掘り下げて、そして、品質管理の問題全体を捉えていきたいと思っています。

- 記者 わかりました。ありがとうございます。

その不適合は東京電力の方で昨年の8月から公表はされているので、過去、3号SFPの31件の不適合の中身というのがわからないのですが、それは規制庁の方で把握はされておられるのでしょうか。

- 更田委員長 これは正直言って、私は今のところまだ事務方からこれを聞いてはいないので、事務方がそれを把握しているかどうか、今ここで申し上げることはできないです

けれども、今回のことをきちんと教訓にして今後に生かすためには経緯をちゃんとトレースする必要があると思っていますので、おのずとこれは東京電力から聞いていくことになるだろうと思います。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、最後、イワマさんでいいですかね。では、お願いします。

○記者 2回目になってしまって申し訳ありません。毎日新聞のイワマです。

お聞きしたいことは東海第二関連で2点あるのですけれども、まず1点目、今回、運転期間延長の認可については、滞りなくといいますか、大きな問題なく終わったとおっしゃられました。これまで例えば新規制基準への適合ですとか工認の段階で、いくつも困難な面ですとか、時間を意識せざるを得ない場面も多々ある中で、どうにかして期限切れで議論が終わってしまうことは避けたいということをおっしゃられておられました。まず、期限切れを迎えずに全て審査を終えることができたということについての御所感をお聞かせいただけますでしょうか。

○更田委員長 率直に申し上げれば、やはり設置変更許可、工認、それから、保安規定、延長認可、これに当たった職員をねぎらいたいと思います。ただ、まだ東海第二については、多くの改造、新たな施工部分がたくさんありますし、これがいつと、今、時期はわかりませんが、使用前検査等に向けて確認をしていかなければならないことはまだまだたくさんあると。

審査を通じた経験でいえば、原電はうっかりミスや、なかなか作業の例えば書類が出てくるのが遅かったりということはあったけれども、技術的な議論そのものについては、比較的内容のかみ合いやすい相手だったというような感触を持っています。非常に漠然とした言い方かもしれないけれども、そもそもシビアアクシデントであるとか、そういった重大事故等に対する理解であるとか経験というのは、日本原電はある部分リードしてきたところのある会社なので、技術的なやりとりはかみ合っているような感触を持っています。

そういった意味で、今後、設計の段階で示されたものが具体的な設備となって形となっていくところできちんと進むかどうかというのは大きな焦点だと思いますので、使用前検査まで、さらにその後もそうですけれども、東海第二については、気を緩めることはできないと思っています。

しかしながら、一方で、設置変更許可、工認、それから、延長申請についての処分が終わったということで、審査に関して言えば、その戦力を他方面に展開できるのではないかと考えています。

○記者 かしこまりました。

最後になるのですけれども、先ほどお答えいただいた中で、今年は延長認可を得る原発・プラントがある一方で、廃炉がそのように進んでいるというような現状もあります。

これは当然、おっしゃられたように、各電力会社の例えば経済的な判断なども大きく関わっていると思うのですが、新規制基準の中で求めて、非常に厳格化された新規制基準に満たない原発が多く廃炉を迎えているという側面があります。こうした安全対策、特に規制の面から、そうしたいわゆる安全対策を満たさない原発の廃炉が進んでいく現状というものは、どのようにお感じになっておられますでしょうか。

○更田委員長 規制や高いレベルでの安全を求めるということは、別に廃炉に追い込むためにやっているわけではないので、これはもう粛々とひとつひとつのケースについて、十分な安全のレベルに達しているか、さらに、余裕を持ってそのレベルを維持することができるかどうかということを実験的に科学的・技術的に見て、ひとつひとつの処分を下していくということに尽きると思います。

○記者 今回の運転延長認可も、当然、それによってということによろしいですね。

○更田委員長 はい。

○記者 かしこまりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—